

# 「新規狩猟者確保事業」仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「新規狩猟者確保事業」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務の名称

新規狩猟者確保事業

## 3 業務委託の目的

野生鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が深刻化する一方で、狩猟の担い手の減少や高齢化が懸念されているため、新たな担い手の確保が課題となっている。

そのため、本事業を通じて 18 歳～30 歳代を主とした県民を対象に、狩猟の意義や野生鳥獣問題を効果的に発信することで狩猟免許の新規取得者の増加や若手狩猟者の育成、野生鳥獣問題に対する理解促進を図る。

については、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

## 4 業務期間

契約締結日～令和 7 年 1 月 31 日（金）

## 5 業務内容

新規狩猟者確保事業に係るイベントの企画運営（全体：6 時間程度）

### （1）実施時期

8～10 月頃に 1 回開催することとする。ただし、委託者と協議のうえ、開催効果を高める等の理由により他の時期に開催することができる。

### （2）実施場所

南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）の屋内施設又は屋外施設において開催する。

使用会場の「ホール」「ホール付帯施設」ほか、会場施設管理者が使用を認めたエリアで効果的に実施すること。参加者の動線等を考慮して会場内ブースの割り振りを行うこと。

### （3）対象者

狩猟免許を所持していない県内在住者。特に 18～30 歳代の者を主たる対象とする。

### （4）参加費

原則無料とし、必要に応じて参加者より徴収することができるものとする。

なお、参加費を徴収する際の金額は、対象者の参加しやすい範囲内で受託者の責任において行う。

## (5) 実施内容

- 体験等を通じて免許取得の意思醸成や若手狩猟者の育成に資する企画
  - ・ハンティングシミュレーション等による狩猟の模擬体験や技術指導等を通して、狩猟の魅力を伝えること。
  - ・狩猟免許取得に係る相談窓口を設置すること。なお、窓口の対応は委託者が行う。
  - ・来場者が狩猟を具体的に理解できるように猟具等の展示を行うこと。
  - ・その他、本イベントの目的を安全かつ円滑に達成するために必要な準備を行うこと。
- 多くの参加者を集めるため、県民の興味を引く企画
  - ・ジビエ料理販売等により狩猟の魅力を参加者が体験できるようにすること。
  - ・その他、本イベントの目的を安全かつ円滑に達成するために必要な準備を行うこと。
- 狩猟や野生鳥獣問題等の認知度向上を目的とした普及啓発の企画
  - ・狩猟や野生鳥獣問題等に関するシンポジウムやフォーラム形式等の会議を開催し、普及啓発を行うこと。
  - ・会議でパネルディスカッション等により、若手狩猟者等による普及啓発を行うこと。
  - ・普及啓発用パネルの展示を行うこと。なお、パネルの内容は委託者と協議の上決定すること。
  - ・その他、本イベントの目的を安全かつ円滑に達成するために必要な準備を行うこと。
  - ・イベント保険等に参加し、参加者の安全に十分に配慮すること。

## (6) 広報ツール等の制作等

本イベントの実施を幅広くアピールするため、ポスターやチラシや新聞・SNS等による宣伝を実施することとする。

なお、愛媛県県民環境部環境局自然保護課のホームページ等での広報が可能である。その他、委託者と協議しながら、効果的な募集広報を行うこと。

本事業の目的の達成に必要な範囲において、動物愛護等の多様な意見に配慮する観点から、広報媒体及び周知対象等を特定の範囲内に限って募集広報を行うことができるものとする。

※広報媒体及び周知対象等、詳細は委託者と協議のうえ決定すること。

## (7) 留意事項

- ・上記(5)の実施は基本とする。これ以外に事業効果のある内容があれば併せて提案すること。
- ・上記(6)の広報ツールによる一般参加者(観覧者)の募集は、民間事業者の有する知見や技術を活かした宣伝方法により行うこと。
- ・飲食を提供する際の手続きや会場の確保等の必要な手続きは受託者が行うこと。
- ・委託者と協議のうえ、関係団体(猟友会)と連携し実施すること。

## (8) 新型コロナウイルス感染症等への対策について

- ・新型コロナウイルス感染症等対策として、本仕様書の一部を変更する必要がある場合（イベントの開催が困難な場合等）は、委託者と協議を行うこと。

## 6 成果目標

来場者数の目標値とその考え方を示すこと。

【参考】令和5年度参加者数：延べ3000人（パネル展の閲覧者を含む。）

## 7 効果測定

### （1）参加者アンケートの実施等

本イベントの参加者を対象にアンケートを実施し、その集計結果を委託者へ報告すること。ただし、アンケート様式は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

### （2）事業の記録の実施等

当日の様態を撮影し、電子媒体（CD又はDVD）に収録（JPEGデータ）し、業務終了後、速やかに委託者に1部提出すること。

## 8 事業の実施体制及び業務行程（スケジュール）

受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、実施体制及びスケジュールを示すこと。

（1）実施体制：責任者及びスタッフの氏名及び役職と本事業での役割

（2）業務行程：契約からイベント内容までの大まかなスケジュール

なお、県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じることとする。

## 9 成果品の提出

○新規狩猟者確保事業を実施すること。

○事業開始前の事業計画書や事業完了後に実績報告書等を提出すること。

※実績報告書には、事業を実施したことがわかる写真等を添付すること。

## 10 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 11 成果品の帰属

本業務における成果品の権利等の帰属は全て県のものとし、受託者は委託者の承諾を得ないで、他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。